



令和6年1月19日
中部地方整備局

記者発表資料の一部修正について

令和6年1月18日に記者発表しました『安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故に係る指名停止措置について』について、<指名停止措置要領 別表第1>の期間に誤りがございましたので訂正いたします。

1 訂正箇所

<指名停止措置要領 別表第1> 期間 (別添赤字箇所のとおり)

2 問い合わせ先

総務部 契約課長 早川 保弘
課長補佐 岡崎 友紀 電話番号 (052) 953-8138

令和6年1月18日
中部地方整備局

安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

①株式会社熊谷組 東京都新宿区津久戸町2-1
 ②株式会社植松鈴木組 静岡県浜松市中央区宮竹町380

2. 指名停止措置期間：令和6年1月18日から令和6年3月28日まで（6週間+1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内

4. 事 実 概 要

本件は、(株)熊谷組が元請として受注した「平成31年度 三遠道路1号トンネル工事」において、令和4年1月23日に発生した工事関係者事故である。当時は、鋼製水槽1.6m³(0.4t)と20m³(2.8t)を搬出する作業を行っていた。事故は、20m³の水槽の中に1.6m³の水槽を入れ、25tラフタークレーンで吊り上げていた時に発生した。25tラフタークレーンにて揚重作業中、水槽底面に付着した土砂を取ろうとして作業員2名が水槽下に入り除去作業していたところ、吊り具(ベルトスリング:基本使用荷重1.6t)が破断して水槽が落下し、水槽下で作業していた被災者2名が下敷きになり死亡した。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である(株)熊谷組及び(株)植松鈴木組の安全管理措置が不適切であったため、工事関係者事故が起こったことは、「工事請負契約に係わる指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第1第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当する。

<指名停止措置要領 別表第1>

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4ヶ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○問い合わせ先	総務部 契約課長 課長補佐	早川 保弘 岡崎 友紀	電話番号 (052) 953-8138
---------	------------------	----------------	---------------------